

## ○普及指導員資格試験合格証書の再交付手続について

普及指導員資格試験を合格された方で、合格証書を紛失または毀損した方は、農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号）第8条第2項に基づき、合格証書の再交付を申請することができます。

再交付申請をされる方は、定められた申請書様式（普及指導員資格試験実施要領（平成17年農林水産省経営局長通知）別記様式第6号）により申請書を作成し、試験事務局に提出（郵送又は持参）してください。

なお、申請に当たっての主な手続きの流れは、以下のとおりです。

### <普及指導員資格試験合格証書再発行手続の流れ>

- ① 再交付申請書（別記様式第6号）を作成してください。
- ② 再交付申請書、合格証書送付用封筒（角形2号）（再交付先の郵便番号、住所、氏名を記載したもの）及び合格証書送付用の切手（120円）を試験事務局まで提出（郵送又は持参）してください。
- ③ 合格証書は、農林水産省内の所定の手続きを経て、試験事務局から申請者あてに郵送されます。

なお、申請があつてから、再交付まで概ね1か月程度かかりますので、御了承ください。

### 【申請書提出宛先】

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

普及指導員資格試験事務局

（農林水産省農産局技術普及課）

別記様式第6号

再 交 付 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

現 住 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、農業改良助長法施行規則第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 合格証書番号
- 2 交付年月日
- 3 氏名